

改正後	<p>(基準器検査の申請)</p> <p>第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 4 「略」</p> <p>5 第一項の申請書には、法第四百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書(当該発行から三十日以内のものに限る。)を添付することができる。</p>
改正前	<p>(基準器検査の申請)</p> <p>第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 4 「略」</p> <p>5 第一項の申請書には、法第四百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書を添付することができる。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。